平成２９年（再イ）第３５号
和歌山市秋月335番地11
再生債務者　アーチネットこと　松本　裕之
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月２日まで
平成30年４月２日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（再イ）第３７号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫955番地の７
再生債務者　小林　健太
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月２日まで
平成30年４月２日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（再イ）第１号
神戸市東灘区森北町３丁目３番14―406号
再生債務者　ｐｉｎｋｃｈａｍｐａｇｎｅこと　ｐｌａｔｉｎｕｍｓｔａｒこと　山本　景司
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年４月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年４月20日まで
平成30年３月30日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第３７号
三重県桑名市陽だまりの丘４丁目2702番地
再生債務者　小𠮷　克世
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月２日　津地方裁判所四日市支部

平成２９年（再イ）第１４５号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目２番４―102号
再生債務者　新岡　彰彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月30日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再イ）第２３号
愛知県稲沢市六角堂西町２丁目６番地６
再生債務者　大塚　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月30日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（再イ）第６９１号
大阪市西成区橘３丁目17番22号
再生債務者　小椋　幸子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再イ）第３０号
高知市百石町３丁目９番12号
再生債務者　高田　幹也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月２日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２９年（再イ）第２９号
長野県松本市大字笹賀5112番地５
再生債務者　小澤　重雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月２日　長野地方裁判所松本支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２７年（再イ）第２９７号
大阪市大正区千島３丁目１番25―310号　開始決定時の住所　大阪市大正区泉尾３丁目１番３号ツイン永楽305号
再生債務者　松本　裕樹
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成27年10月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号
富山市水橋辻ヶ堂2576番地
再生債務者　中山　久義
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月26日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（再ロ）第１６号
大阪府枚方市宮之阪１丁目22番15―601号
再生債務者　野瀬　直樹
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月27日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再ロ）第２号
埼玉県入間市大字南峯352番地３
再生債務者　黒木　浩二
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月20日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再ロ）第１号
三重県津市上弁財町13番24号　ラフィーネ203号室
再生債務者　村田　真人
1　決定年月日時　平成30年４月３日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月８日から平成30年５月22日まで
津地方裁判所再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第８号
愛知県尾張旭市長坂町南山2939番地33
再生債務者　窪　　猛和
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年４月20日まで
平成30年３月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再ロ）第１号
兵庫県西脇市西脇931番地の１
再生債務者　上田　貫一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月１日まで
平成30年４月３日　神戸地方裁判所社支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１００５８号
東京都文京区水道１―11―７―411
再生債務者　小黒　一浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１０号
仙台市宮城野区新田２丁目16番８―303号
再生債務者　色川　　毅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月２日
仙台地方裁判所第４民事部